

業務委託設計書

設計	検算	検算	照合	課長補佐	課長
----	----	----	----	------	----

第	号								
令和	8	一般	款	項	目	所属	設計	提出	業務委託
年度	8	一般会計	土 木	公園墓園費	公園墓園維持	安佐南区維持管理課	7.12	7.12	請 負 一般入札 随意契約
委託金額		業務名称			履行場所		工期		
金		円 安佐南区内公園樹その他保守管理業務（その2）			安佐南区相田三丁目ほか		日開 契約締結の日から令和8年12月18日まで		
<p>施行理由</p> <p>本業務は、公園樹その他の樹木等の適正な育成を図るための保守管理を行うものである。</p>									
<p>設計概要</p> <p style="text-align: center;">樹木せん定 1式</p> <p style="text-align: center;">除草 1式</p>									

委託金額 金	業務委託名 安佐南区内公園樹その他保守管理業務(その2)
-----------	---------------------------------

(甲) 内 訳

工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	適 要
樹木せん定			式	1.00			第 1 号明細表参照
除草			式	1.00			第 2 号明細表参照
処分費			式	1.00			第 3 号明細表参照
直接業務費計							
共通仮設							
共通仮設費							
共通仮設費(率分)			式	1.00			
純業務費計							
現場管理費			式	1.00			
業務原価計							

第 1 号

樹木せん定

明 細 表

内 訳							
工 種・名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	適 要
高木せん定	冬季 C=60cm未満		本	3.0			公園共通代価表第10301号 運搬距離 15km未満
高木せん定	冬季 C=60~120cm		本	35.0			公園共通代価表第10302号 運搬距離 15km未満
高木せん定	冬季 C=120~180cm		本	14.0			公園共通代価表第10303号 運搬距離 15km未満
高木せん定	冬季 C=180~240cm		本	1.0			公園共通代価表第10304号 運搬距離 15km未満
キョウチクトウせん定	H=100~300cm		株	7.0			公園共通代価表第10404号 運搬距離 15km未満
生垣せん定	H=~150cm(1回)		m	1,245.0			公園共通代価表第10211号 運搬距離 15km未満
生垣せん定	H=~150cm(2回)		m	830.0			公園共通代価表第10211号×1/3 運搬距離 15km未満
生垣せん定	H=150~300cm		m	205.0			公園共通代価表第10212号 運搬距離 15km未満
低木せん定	寄植(1回目)		m ²	3,289.0			公園共通代価表第10101号 運搬距離 15km未満
低木せん定	寄植(2回目)		m ²	665.0			公園共通代価表第10102号 運搬距離 15km未満
フジせん定	夏季せん定		m ²	145.0			公園共通代価表第10208号 運搬距離 15km未満
フジせん定	冬季せん定		m ²	145.0			公園共通代価表第10209号 運搬距離 15km未満
計							

仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和 8 年 1 月改訂（平成 2 3 年 1 月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

特記仕様書

- 1 本特記仕様書は、安佐南区内公園樹その他保守管理業務（その2）（以下「業務」という。）に適用する。
- 2 本業務の実施区域は、別紙位置図のとおりとする。
- 3 作業週報（本市所定の様式）は、必ず作業前に提出すること。また、道路上で作業を行う際は、道路使用許可書（写し）を発注者に提出し、業務の実施にあたっては道路交通法を遵守すること。なお、未提出での作業を行った場合は、作業中止等の措置を行うことがある。
- 4 本業務の実施に当たっては、契約書中に示された作業実施時期に基づき契約後に作成・提出する実施工程表のとおり実施すること。なお、実施工程表は、発注者に提出する実施計画書に添付すること。ただし、天候、地元要望等により、やむを得ず各作業の開始・完了時期の変更が生じる場合は、発注者と受注者で協議の上、実施計画書を変更するものとする。
- 5 留意事項
 - (1) 処分
せん定枝葉については、原則として以下のように処分することとするが、諸事情により以下の処分先における処分が困難である場合は、他の処分先への搬入に関して発注者と協議した上で、その結果に従い適正に処分すること。
なお、それぞれ、処分先及び処分量の集計表、処分伝票の写しを提出すること。また、発注者が求める場合は、処分伝票の原本を提示すること。
 - ア 高木せん定枝葉
産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設に搬入すること。
 - イ 中低木をせん定した枝葉及び除草作業により刈り取った草
広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
 - (2) 除草
樹木の周囲や中低木の中の除草は、樹木を傷つけないよう動力草刈機を用いないこととし、地際から手抜きによる抜根除草を行うとともに実生苗の除去も行うこと。
- 6 本業務の実施に当たっては、造園施工管理技士の資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者（造園工事に限る。）を現場責任者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）として配置すること。
- 7 職業能力開発促進法による1級又は2級造園技能士の資格を有する者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）は、せん定作業中常時、作業又は現場において適正なせん定を行うようせん定方法等の指導にあたること。
なお、せん定作業中においては、造園技能士であることが確認できるよう名札等を着用する

こと。

- 8 業務実施中は、必ず作業中である旨を示す看板を掲げること。また、看板は出来るだけ、歩行者等から見やすい位置に配置すること。
- 9 業務中においては、トラック等の作業車や作業員のヘルメットに受注者（下請け作業については下請業者）の会社名を表示すること。
- 10 早朝・夜間（8時から17時までの時間帯以外）や休日（官公庁の休日）に作業する場合は、事前に業務打合せ簿を提出し、発注者の承諾を得ること。
ただし、原則として日曜日・祝日の作業は認めない。
- 11 報告事項
 - (1) 受注者は、契約後直ちに、また、必要に応じて標準仕様書で指示する書類を提出すること。
 - (2) 受注者は、工程表で示す作業期間の最終月の業務完了後14日以内（閉庁日含む。）に、所定の業務実施報告書に作業日誌及び作業記録写真帳を添えて、発注者に提出し、検査を受けるものとする。なお、作業日誌は、次の事項が確認できるものとする。
 - ① 業務名 ② 作業日 ③ 天候 ④ 就労人数 ⑤ 現場責任者
 - ⑥ 作業日に現場に配置した有資格者 ⑦ 作業数量
- 12 本特記仕様書に定められていない事項は、発注者と協議のうえこれを定めるものとする。

安佐南区内公園樹その他保守管理業務(その2)数量表

※公園所在地は、安佐南区内公園一覧表を参照してください

(1/2)

番号	公園名称	除 草				中高木せん定 (本)	中 低 木 せん 定					夾竹桃 (株)	フジ棚せん定 (㎡)	備 考
		法 面 (㎡)	平 地 (㎡)	植 込 (㎡)	芝 刈 (㎡)		低木 1回 せん定(㎡)	低木 2回 せん定(㎡)	生垣 H=1.5m未満 1回せん定(m)	生垣 H=1.5m未満 2回せん定(m)	生垣 H=1.5~3.0m 1回せん定(m)			
1	大塚学びの丘公園		200	680	2,800		570	110						
2	沼田大原台公園			地元対応	600	トウカエデ(中) 10	90	10		10			33	
3	沼田大原台第一公園			地元対応		アメリカワウ(中) 3 アメリカワウ(大) 4 アメリカワウ(特大) 1	40		20				15	
4	沼田大原台第二公園		50	地元対応			30	20		100				
5	沼田大原台第三公園			地元対応		アメリカワウ(中) 5 アメリカワウ(大) 1	10	20	95					
6	沼田大原台第四公園			地元対応		ケヤキ(大) 1	20	30						
7	沼田大原台第一緑地		50	10			5	5						
8	沼田第二公園													指定管理者が実施
9	伴中央第一公園			13			13							コクサンのせん定は花期終了後に実施
10	伴第一公園		400	地元対応			40							
11	伴第二公園		30	地元対応		アメリカワウ(中) 2	10							
12	平和台公園		500	地元対応			110			130			24	
13	平和台第一公園		50	地元対応			140	20	70					
14	平和台第二公園			地元対応			190	170		115			18	
15	平和台第三公園			地元対応		アメリカワウ(小) 3 アメリカワウ(中) 10	30			トウネズ 10				
16	平和台第四公園		100	地元対応			30					7		
17	平和台第五公園		20	地元対応			10			トウネズ 35				
18	平和台西谷公園		20	地元対応			40		15					
19	高取南第一公園	265	200	地元対応			115	90		70			17	
20	伴第三公園	190		地元対応	370		210							除草時期地元調整
21	伴東丘の上公園													指定管理者が実施
	小 計	455	1,620	703	3,770	アメリカワウ(特大) 1 ワウ・ケヤキ(大) 6 ワウ・トウカエデ(中) 30 アメリカワウ(小) 3	1,703	475	200	トウネズ 45		7	107	

安佐南区内公園樹その他保守管理業務(その2)数量表

※公園所在地は、安佐南区内公園一覧表を参照してください

(2/2)

番号	公園名称	除 草				中高木せん定 (本)	中 低 木 せ ん 定					夾竹桃 (株)	フジ棚せん定 (㎡)	備 考	
		法 面 (㎡)	平 地 (㎡)	植 込 (㎡)	芝 刈 (㎡)		低木 1回 せん定(㎡)	低木 2回 せん定(㎡)	生垣 H=1.5m未満 1回せん定(m)	生垣 H=1.5m未満 2回せん定(m)	生垣 H=1.5~3.0m 1回せん定(m)				
22	松ヶ丘公園	400		地元対応			120	30			10		14		
23	相田第一公園			地元対応			10								
24	相田第二公園	200		地元対応			70	50	45						
25	相田第三公園	250	100	地元対応			40								
26	相田第四公園		200	地元対応		アメリカワウ(中)	3	80	50						
27	相田第五公園		10	地元対応			5			40					
28	武田山公園	70	700	65		アメリカワウ(大)	4	45	20	60	60		24		
						アメリカワウ(中)	2								
29	武田山第一公園		150	85		アメリカワウ(大)	4	85		165	105				
30	武田山第二公園		200	50			40	10		95				2回目の除草は8月10日 までに実施	
31	武田山第三公園		400	30			30		15						
32	武田山第四公園	200	200				5								
33	相田第六公園			地元対応	25		10	30	20						
34	相田第七公園	1,200		地元対応			100								
35	相田第八公園		200	地元対応			190				75				
36	相田第九公園		75	10			10							2回目の除草は、小学校の夏休みまでに 実施	
37	伴第四公園		100	19			19		75						
38	あさおか台第一公園			地元対応			30								
39	城ヶ丘公園			地元対応			18								
40	伴東第一公園			地元対応			14								
41	高取第四公園													指定管理者が実施	
42	高取南緑地													指定管理者が実施	
43	沼田公園		200	15	20						15				
44	みそら第一公園		300		350										
45	みそら第二公園	900	300		80										
	小 計	3,220	3,135	274	475	アメリカワウ(大)	8	921	190	215	トウネズ	0	205	0	38
						アメリカワウ外(中)	5					360			
						アメリカワウ(特大)	1				トウネズ	45	カイズカ		
						アメリカワウ外(大)	14								
						アメリカワウ外(中)	35	2,624	665	415			205	7	145
						アメリカワウ(小)	3				785				

※ 落葉樹のせん定は落葉するまでに実施すること

小 C=60cm未満
 中 C=60cm以上120cm未満
 大 C=120cm以上180cm未満
 特大 C=180cm以上240cm未満

安佐南区内公園一覧表(その2)

公園名	所在地	ページ	公園名	所在地	ページ
相田第一公園	相田四丁目 6	75	沼田大原台第四公園	伴東八丁目39	157
相田第二公園	相田四丁目 3	75	沼田大原台第一緑地	伴東八丁目 4	157
相田第三公園	相田四丁目13	66	平和台公園	高取南二丁目17	65
相田第四公園	相田一丁目16	67	平和台第一公園	高取南二丁目7	74
相田第五公園	相田一丁目16	76	平和台第二公園	高取南二丁目36	64・65
相田第六公園	相田七丁目27	65	平和台第三公園	高取南二丁目50	056
相田第七公園	相田七丁目 1	65	平和台第四公園	高取南三丁目19	64
相田第八公園	相田四丁目 7	66	平和台第五公園	高取南三丁目7	64
相田第九公園	相田六丁目 5	75	平和台西谷公園	高取南三丁目32	55
あさおか台第一公園	相田五丁目35	66	松ヶ丘公園	相田三丁目10	76
大塚学びの丘公園	大塚東三丁目 2	132	沼田公園	伴東七丁目64	162
城ヶ丘公園	伴中央五丁目23	151	みそら第一公園	大塚西一丁目21	132
高取第四公園	高取南一丁目21	74	みそら第二公園	大塚西一丁目21	132
高取南第一公園	高取南一丁目28	74			
高取南緑地	高取南一丁目14	74・75			
武田山公園	相田三丁目39	58			
武田山第一公園	相田三丁目40	58・67			
武田山第二公園	相田三丁目69	58			
武田山第三公園	相田三丁目60	58			
武田山第四公園	相田三丁目44	57			
伴第一公園	伴中央五丁目19	151・156			
伴第二公園	伴東五丁目 6	064			
伴第三公園	伴東七丁目52	162			
伴第四公園	伴中央六丁目 7	156			
伴東丘の上公園	伴東六丁目 2	158			
伴東第一公園	伴東八丁目81	157			
伴中央第一公園	伴中央六丁目 7	156			
沼田第二公園	伴東七丁目32	166			
沼田大原台公園	伴東八丁目14	157			
沼田大原台第一公園	伴東八丁目 3	157			
沼田大原台第二公園	伴東八丁目59	157			
沼田大原台第三公園	伴東八丁目61	153・157		指定管理者が管理	

※ ページは「住宅地図」に掲載されているページ数を示す。

安佐南区内公園樹その他保守管理業務(その2)実施区域図

